私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金事務取扱要領の一部改正新旧対照表

現　　行

私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金事務取扱要領

（平成７年２月６日　総務部長決裁）
［略］
（平成28年１月４日　　一部改正）

［略］

３　補助の対象となる学校等
要綱第２の２に定める別に定めるものは、次の各号のとおりとする。
（１）　教育の質の向上を図る学校支援経費
小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校であって、学校法人が設置するもの。
（２）　子育て支援推進経費
①　預かり保育推進事業
幼児の預かり保育を行う幼稚園であって、学校法人等が設置するもの。ただし、次に掲げる幼稚園を除く。

ア　市町村から一時預かり事業（幼稚園型）の委託等を受けている幼稚園
イ　平成26年度において別表１の２の（１）から（３）までのいずれかの補助金を受けていない幼稚園
②　［略］

別表１

教育の改革に資するもの			
１　教育の質の向上を図る学校支援経費		算定基礎単位	補助単価
［略］	［略］	［略］	［略］
(5)　教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	当該学校数	@570,000円
［略］	［略］	［略］	［略］
(7)　教育の国際化	英語をはじめとする外国語教育の強化、国際交流の推進等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	当該学校数	@570,000円
［略］	［略］	［略］	［略］
２　子育て支援推進経費		算定基礎単位	補助単価
［略］	［略］	［略］	［略］
(4)幼稚園等の子育て支援活動の推進	幼児教育に関する各種講座の開催、子育て支援としての未就園児の受入れ事業など、施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等であること。	当該事業の実施回数	@ 40,000円（但し、幼稚園にあっては、１園につき 1,600,000 円を上限、認定こども園にあっては、１園につき2,000,000円を上限とする。）

改　正　後

私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金事務取扱要領

（平成７年２月６日　総務部長決裁）
［略］
（平成28年１月４日　　一部改正）
（平成28年12月７日　　一部改正）

［略］

３　補助の対象となる学校等
要綱第２の２に定める別に定めるものは、次の各号のとおりとする。
（１）　教育の質の向上を図る学校支援経費
小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校であって、学校法人が設置するもの。
（２）　子育て支援推進経費
①　預かり保育推進事業
幼児の預かり保育を行う特定教育・保育施設である幼稚園以外の幼稚園であって、学校法人等が設置するもの。ただし、次に掲げる幼稚園を除く。
ア　市町村から一時預かり事業（幼稚園型）の委託等を受けている幼稚園
イ　平成26年度において別表１の２の（１）から（３）までのいずれかの補助金を受けていない幼稚園
②　［略］

別表１

教育の改革に資するもの			
１　教育の質の向上を図る学校支援経費		算定基礎単位	補助単価
［略］	［略］	［略］	［略］
(5)　教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	当該学校数	@600,000円
［略］	［略］	［略］	［略］
(7)　教育の国際化	英語をはじめとする外国語教育の強化、国際交流の推進等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	当該学校数	@600,000円
［略］	［略］	［略］	［略］
２　子育て支援推進経費		算定基礎単位	補助単価
［略］	［略］	［略］	［略］
(4)幼稚園等の子育て支援活動の推進	幼児教育に関する各種講座の開催、子育て支援としての未就園児の受入れ事業など、施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等であること。	当該事業の実施回数	@ 40,000円（ただし、幼稚園又は幼保連携型認定こども園とも１園につき 1,600,000 円を上限とする。）

現　　行

様式別紙２

収支予算（決算）

学校法人等名

議決　　年　　月　　日

収入

科　目	金額
児童生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入	
補助金収入	
私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金収入	
その他補助金収入	
資産運用収入	
資産売却収入	
事業収入	
雑収入	
借入金等収入	
前受金収入	
その他の収入	
資金収入調整勘定	
前年度繰越支払金	
計	

支出　　（単位：円）

科　目	金額	うち補助対象経費	備考
人件費支出			役員報酬、退職金を除く
教育管理経費支出			
借入金等利息支出			
借入金等返済支出			
施設関係支出			
設備関係支出			車両費を除く
資産運用支出			
その他の支出			
（予備費）			
資金調整勘定			
次年度繰越支払資金			
計			

（注）議決前に補正予算額を記入する場合は理事長名の補正確約書（任意様式）を添付すること。

改　正　後

様式別紙２

収支予算（決算）

学校法人等名

議決　　年　　月　　日

収入

科　目	金額
学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入	
補助金収入	
私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金収入	
その他補助金収入	
資産売却収入	
付随事業・収益事業収入	
受取利息・配当金収入	
雑収入	
借入金等収入	
前受金収入	
その他の収入	
資金収入調整勘定	
前年度繰越支払資金	
計	

支出　　（単位：円）

科　目	金額	うち補助対象経費	備考
人件費支出			役員報酬、退職金を除く
教育管理経費支出			
借入金等利息支出			
借入金等返済支出			
施設関係支出			
設備関係支出			車両費を除く
資産運用支出			
その他の支出			
（予備費）			
資金支出調整勘定			
翌年度繰越支払資金			
計			

（注）議決前に補正予算額を記入する場合は理事長名の補正確約書（任意様式）を添付すること。

摘要

改正の理由

1　国の補助金交付事務取扱要領の改正に伴う所要の改正である。

2　学校法人会計基準の資金収支計算書等に係る処理標準（記載科目）の改正に伴う、所要の改正である。

3　その他所要の改正である。